

平成27年（2015年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成27年12月8日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年12月8日（火）

応 招 議 員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 大西瑞香 | 2 番 | 原 隆伸 |
| 3 番 | 奥村 仁 | 4 番 | 樋口泰生 |
| 5 番 | 太田哲生 | 6 番 | 瀧本 攻 |
| 7 番 | 近澤チヅル | 8 番 | 入江康仁 |
| 9 番 | 家崎仁行 | 10番 | 玉津 充 |
| 11番 | 奥村武生 | 12番 | 東 篤布 |
| 13番 | 東 清剛 | 14番 | 平野隆久 |
| 15番 | 中津畑正量 | | |

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------|------|
| 町 長 | 尾上 壽一 | 副 町 長 | 竹内康雄 |
| 会計管理者 | 脇 博彦 | 総務課長 | 堀 秀俊 |
| 財政課長 | 井谷 哲 | 危機管理課長 | 上野和彦 |
| 企画課長 | 中場 幹 | 税務課長 | 中村吉伸 |
| 住民課長 | 脇 俊明 | 福祉保健課長 | 大谷真吾 |
| 環境管理課長 | 玉津裕一 | 農林水産課長 | 武岡芳樹 |
| 商工観光課長 | 濱田多実博 | 建設課長 | 植地俊文 |
| 水道課長 | 久保建作 | 海山総合支所長 | 上村康二 |
| 教育長 | 村島 赳郎 | 学校教育課長 | 玉津武幸 |
| 生涯学習課長 | 宮原俊也 | 監査委員 | 松永 剛 |

職務の為出席者

| | | | |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 谷 吉希 | 書 記 | 奥村能行 |
| 書 記 | 奥川賀夫 | 書 記 | 上野隆志 |

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

| | |
|----------|----------|
| 12番 東 篤布 | 13番 東 清剛 |
|----------|----------|

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成27年12月紀北町議会定例会が招集されました。

議員各位におかれましては、公私ともご多用のところご出席いただき、ありがとうございます。

去る12月1日に、新しい紀北町議会の組織が構成され、スタートしたところでございます。議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての権能を果たすために、最善の努力を傾注してまいりたいと決意する次第であります。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑な議事を進められ、適切、妥当な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

瀧本攻議長

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しております。

瀧本攻議長

それでは、ただいまから平成27年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程表並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影、並びに報道関係者の撮影等を許可することといたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程を朗読いたします。

平成27年12月紀北町議会定例会会期日程表。

第1日、12月8日、火曜日、9時30分 本会議、開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決、議案上程、説明、質疑、委員会付託、一般質問の締切は、午後5時までとなっております。

第2日、12月9日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、12月10日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、12月11日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、12月12日、土曜日、休日。

第6日、12月13日、日曜日、休日。

第7日、12月14日、月曜日、休会。

第8日、12月15日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、12月16日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、12月17日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、12月18日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。

以上、会期日程でございます。

続きまして、議事日程を朗読いたします。

平成27年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年12月8日（火曜日）午前9時30分開議

| | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 | 行政報告 |
| 第 5 | 議案第65号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 6 | 議案第66号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 7 | 議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 |
| 第 8 | 議案第68号 紀北町子どものいじめの防止等に関する条例 |

- 第 9 議案第69号 地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 10 議案第70号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第71号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第72号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）
- 第 14 議案第74号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 15 議案第75号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 16 議案第76号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 17 議案第77号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

以上でございます。

瀧本攻議長

これから、本日の会議を開きます。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 東 篤布君

13番 東 清剛君

ご兩名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月8日から12月18日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3

瀧本攻議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月3日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会において提出された案件は、人事案件が2件、新規条例案件が3件、条例改正案件が3件、補正予算案件が5件、計13件となっております。また、急きょ町長から追加議案が提出され、本日、開会前の議会運営委員会において受理することとなりましたので、追加日程として取り扱いたいと思います。

次に、一般質問についてであります。通告の受け付けは、本日の午前8時30分から午後5時までとなっております。質問の要旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成27年度の普通会計の10月分、平成27年度水道会計10月分については、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けており、報告書は図書室に保管してありますので、ご覧ください。

い。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。荷坂やすらぎ苑組合議会は12月22日、火曜日、午前10時から開催の予定であります。また、三重紀北消防組合は12月24日、木曜日、午前10時からの開催でございます。同じく12月24日、午後1時30分から紀北広域連合の開催の予定であります。組合議員におきましては、出席方をよろしくお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ竹内副町長、村島教育長、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告いたします。

次に、年末年始における行事予定であります。

12月1日から12月10日までの10日間は、交通安全県民運動が展開されております。運動の重点は、子どもと高齢者の交通事故防止、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用と徹底、飲酒運転の根絶であります。町民一人ひとりが交通事故防止を自らの問題として捉え、交通安全の各種行事に参加するなど、交通安全意識を高め、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

また、12月19日から12月28日まで10日間で、長島港前浜において、恒例の紀北町年末きいながしま港市が開催されます。今年も関係者一同、一丸となって開催に向けて取り組んでいるところと伺っております。町民の皆様、並びに議員におかれましても、イベントが成功に終わりますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、1月4日、月曜日、午前10時から、東長島スポーツ公園で消防出初式が開催されます。

また、1月10日、日曜日、午前10時30分から、海山公民館で成人式が開催されます。出席方、よろしくお願いいたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。9日から10日の2日間で、常任委員会の開催を予定しておりますので、開催日については、委員長において調整をしていただきたいと思います。本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告は寄附金についてでございます。

本年11月に、ふるさと寄附金といたしまして、紀伊長島区ご出身で、現在、神奈川県に在住の岩崎幸雄様より100万円をご寄附いただきました。岩崎様におかれましては、平成20年度から毎年ご寄附をいただいております。心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、12月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

瀧本攻議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5～日程第6

瀧本攻議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、日程第6の2件については、人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することとした

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議において審議することに決定いたしました。

瀧本攻議長

お諮りします。

日程第5と日程第6の2件については、提案者からの提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、一括して提案説明を求めることに決定しました。それでは、提案者から一括して説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第65号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。現紀北町公平委員会委員の小川滋氏が、本年12月9日をもって、任期満了となることに伴い、紀伊長島区東長島510番地 中野秀典氏を後任として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

小川滋氏におかれましては、平成7年に旧紀伊長島町において公平委員会委員に就任され、長きにわたりご尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

後任の中野秀典氏におかれましても、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有することから適任であると判断したものでございます。

議案第66号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。現紀北町教育委員会委員の海山区相賀1952番地 今井智恵子氏が本年12月9日を

もって、任期満了となることに伴い、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

人事案件は以上2件であります。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

以上で、議案の提案説明を終わります。

日程第5

瀧本攻議長

日程第5 議案第65号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

教育委員会委員の継続任命につきましては、継続して何年とか何回とかいう、そういう規定はあるのでしょうか。公平委員、すいません。公平委員ですね。

瀧本攻議長

取り消しますね。

1番 大西瑞香議員

取り消します。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第65号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6

瀧本攻議長

日程第6 議案第66号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

1番 大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

失礼いたしました。改めて質問いたします。教育委員会委員の継続任命につきましては、継続して何年、また何回という、そういう規定はあるのでしょうか。お答えいただきたいと思えます。

瀧本攻議長

玉津教育課長。

玉津武幸学校教育課長

任期につきましては、教育委員の場合は4年でございまして、再任もすることができます。

また、何回までというような規定はございません。以上でございます。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

この提案理由の中にですね、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するというふうにありますけども、どのような、再任にあたって、どのような調査をされてですね、このように同意を求めるものを出してきたのか、ちょっとお聞きしたい。

瀧本攻議長

玉津教育課長。

玉津武幸学校教育課長

この今井委員なんですけども、教育委員会の中でも活発な意見をいただいたり、また、広範な広い見識を持って委員会の事項に対し、的確な意見をいただいております。また、見識も日本だけではなく、外国のこと等に関しましても、知識も広い方でありまして、それとまた、社会的に高いコミュニケーションを持っていらっしゃる方だと思います。そういった、総合的に判断いたしまして、見識がある方と認識してございます。以上でございます。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

この提案理由の中にですね、今、質問いたしましたけれども、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続きとありますけれども、私の持つ教育論から申

し上げれば、真逆であるというふうに感じております。

(「理由は」と呼ぶ者あり)

11番 奥村武生議員

理由を言うと、またいろんな形で波紋を呼ぶんじゃないですか。訴訟とか、そういうふうに振られてもたまったもんじゃないから。

以上、慎重な、本来は慎重な、その角度から検討して選任すべきだと。バランスのとれた、立ち振る舞い、それから公式の行事における発言等、いささか問題を感じておりますので、このように申し上げました。以上であります。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

次に、反対者の発言を許します。

これで、討論を終了し採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第66号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手願います。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7～日程第17

瀧本攻議長

日程第7 議案第67号から、日程第17 議案第77号までの11件につきましては、提案者から提案理由並びに内容説明を求めます。一括して説明することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案11件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたします。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただき、ありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例であります
が、個人番号の利用を開始するにあたり、利用及び特定個人情報の提供に関し、本条例
を定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第68号 紀北町子どものいじめの防止等に関する条例であります
が、いじめ防止対策推進法に基づき、子どものいじめ防止等のための対策について、本条例を定める
必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号 地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例であります
が、平成28年3月末をもって、地域自治区が廃止されることに伴い、所在地等の表記について、
改正を要する関係条例を一括して改正するため、本条例を定める必要が生じたため、議
会の議決を求めるものであります。

議案第70号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例であります
が、被用者年金制度の一元化等を図るための法改正等により、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改
正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります
が、被用者年金制度の一元化等を図るための法改正等により、非常勤消防団員等に係る損害
補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じ
たため、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例であります
が、紀北町立志子小学校、島勝小学校及び白浦小学校を廃校するにあたり、本条例の一部を改正する
必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,117万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ99億7,972万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億6,356万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億7,158万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,890万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

訂正をさせていただきます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ194万8,000円と訂正をお願いいたします。を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,890万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第77号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出につきまして、水道事業費用を305万2,000円増額し、3億146万円に、簡易水道事業費用341万5,000円減額し、1億2,883万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、11件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

瀧本攻議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第67号の説明を求めます。

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

おはようございます。

それでは、議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

個人番号の利用を開始するにあたり、利用及び特定個人情報の提供に関し、本条例を定める必要が生じたためであります。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法では、番号の利用範囲として、税、社会保障、災害対策に関するものとされ、お手元に参考資料として配付させていただきました。この2つの資料でございます。

法の別表第1のとおり、それを見ていただきますと、利用できる事務が列記されておりますが、それ以外に地方自治体が独自利用しようとする事務がある場合は、条例で規定しなければならないとされております。

また、もう1つの表のほうの別表第2は、個人番号を含む情報、いわゆる特定個人情報の提供できる事務につきまして、情報提供者、特定個人情報の内容等が定められておりますが、1つの自治体内、つまりは本町役場内で、情報の連携利用する場合についても、条例で規定しなければならないとされておまして、本条例はそれらに対応するために制定をするものでございます。

それでは、各条項について説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

第1条、趣旨は、先ほど申し上げたとおり、法の第9条第2項に基づく個人番号の利用の範囲と、法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要なことを定めるものとしております。

第2条、定義は、用語の意義について定めるものであります。

第3条、町の責務は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、適正な取り扱いを確保するための町の責務を定めたものであります。

第4条、個人番号の利用範囲の第1項は、まず町で独自利用しようとする事務について規定をしております。

7ページをご覧ください。

下段にあります別表第1のとおり、執行機関は町長、事務が紀北町福祉医療費の助成に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるものであります。

この事務は先ほど見ていただきました、法の第1表の中にはないため、独自利用を本条例で定めるものであり、6ページに戻っていただきたいと思いますが、法の規定する別表第1と同様の意味を持つものであることを、この1項で規定しております。

同条第2項は、たびたびすみませんが、もう一度7ページを見ていただきますと、別表第2に示したとおり、紀北町福祉医療費の助成に関する事務につきまして、(1)から(3)の特定個人情報について、役場内において連携利用ができることを規定しております。

申し訳ありません。6ページにお戻りください。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号を利用事務実施者から当該個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。という但し書きにつきましては、転入者等の場合で、当該事務のために他の実施機関から提供を受けた特定個人情報は、本町役場内での連携利用はできないということを規定するものであります。

同条第3項は、独自利用する事務に限らず、先ほど見ていただきました法の別表のほうの、元々法の別表第2に定められた事務につきまして、役場内で連携利用することができるということを規定するものであります。その場合も、第2項と同様の但し書きの規定が必要となるものであります。

7ページをご覧ください。

同条第4項は、第2項に規定した別表第2の事務に関して、3つの特定個人情報に係る書類の提出が義務付けられている場合、役場内での連携利用を行うことにより、住民の皆様からの書類の提出を省略することができるということを規定するものであります。

第5条、特定個人情報の提供は、町の各執行機関はお互いに法の別表第2に規定され

た事務について、特定個人情報を提供しあえることを定めたものであります。

第6条は、この条例以外の必要事項に関する規則、委任規定であります。

また、附則におきまして、条例の施行日は、法の規定に基づき、平成28年1月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

瀧本攻議長

次に、議案第68号の説明を求めます。

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

おはようございます。

それでは、議案第68号 紀北町子どものいじめの防止等に関する条例につきまして、説明をさせていただきます。

議案書8ページをご覧ください。

議案第68号 紀北町子どものいじめの防止等に関する条例

紀北町子どものいじめの防止等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

いじめ防止対策推進法に基づき、子どものいじめ防止等のための対策について、本条例を定める必要が生じたためでございます。

条例の内容につきましては、9ページをご覧ください。

第1の目的でございますが、いじめ防止等のための対策に関し、基本理念を定め、基本となる事項を定めることにより、町及び学校等が連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを目的とするものでございます。

第2条では、いじめ、学校、児童等、保護者、町及び学校等の定義を示してございます。

1項のいじめとは、法律に基づきますと、いじめ防止対策推進法第2条第1項では、児童等に対し一定の人間関係にある、他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為でありまして、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうと定義されてございます。

第3条の基本理念では、いじめが絶対に許されない行為であるという共通認識を持ちまして、児童等が安心して生活できる環境づくりについて、2項では早期発見、迅速かつ的確に誠意を持った対応の必要性を示してございます。

第4条では、町の責務につきまして、第5条では、学校及び学校の教職員の責務につきまして、第6条は保護者の役割につきまして、第7条は地域住民の役割につきまして、第8条は児童等の役割につきまして、第9条は国の法律第12条の規定による町におけるいじめ防止基本方針の策定と見直しについて記載してございます。

第10条は、学校における学校いじめ防止基本方針の策定と見直しについて。

第11条では、いじめ防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう情報交換等を行うため、いじめ問題対策連絡協議会を設置するものでございます。

第12条では、教育委員会に附属機関として、いじめ問題対策会議を設置し、教育委員会の諮問に応じまして、いじめ防止等の対策に関する事項を審議したり、学校におきまして起こった重大事態に関する調査をするものでございます。

第13条では、紀北町に町長部局に附属機関といたしまして、いじめ問題調査委員会を設置することができるとし、町長の諮問の下、教育委員会の重大事態にかかる結果について、専門的な知識を有する有識者等で、審議や再調査を実施するものでございます。

今回、この11条、12条関係がありますので、法的な条例整備が必要となったものでございます。

第14条は、委任でございます。

附則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

瀧本攻議長

次に、議案第69号、議案第70号の説明を求めます。

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

それでは、議案第69号 地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。

議案第69号 地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地域自治区の廃止に伴い、所在地等の表記について改正を要する関係条例を一括して改正するため、本条例を定める必要が生じたためであります。

ご承知のとおり、平成28年3月31日をもって、地域自治区が廃止されることとなっておりますが、町条例中に所在地等、地域自治区の表記のある関係条例が多くありますことから、一括して改正するものであります。

14ページをご覧ください。

改正文であります。第1条の紀北町役場の位置を定める条例から26ページの第56条、紀勢自動車道地域振興施設条例まで、56本の条例につきまして、条例中の紀伊長島区、海山区という地域自治区名を削除した表記に改めるといふものでございます。

27ページから46ページは新旧対照表となっておりますので、お確かめいただきたいと思っております。また、附則によりまして、この条例の施行日は、平成28年4月1日と定めております。説明は以上でございます。

それでは、続きまして、議案第70号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の47ページをご覧ください。

議案第70号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年紀北町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための法改正等により地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

48ページから52ページは改正文であります。

今回の改正は、本条例の附則第5条第1項、第2項の他の法令による給付との調整を規定する表を改正するものであります。

議員や非常勤の職員が公務災害により傷害を負ったり、死亡した場合、その内容に応じて傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金の3種類の年金を受給できることとなっておりますが、厚生年金保険法や国民年金保険法等に基づく、障害年金等を併給、つまりはあわせて受給する場合には、本条例に基づく年金額が一定の率で減額となる併給調整がされることとなっております。

この表はその併給調整される区分と、その調整率を規定しているものでございます。今回の改正内容を要約いたしますと、被用者年金制度の一元化を図る法改正が、平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、現共済組合法の適用を受けるものに限らず、昭和30年12月以前に地方公務員等の共済組合制度の組合員期間を有するものについては、一元化法、附則第41条及び附則第65条により、障害共済年金及び遺族年金は、法の施行日以降に新規で年金受給を裁定される場合は、原則として、厚生年金として取り扱われることになることから、本条例の附則第5条において、併給調整を行う対象となったというものでございます。

また、附則第5条の第2項に規定する休業補償についても、同様の改正を行うものであります。

53ページから57ページは新旧対照表であります。表の全部改正となっておりますので、改正内容は53ページから55ページの新条例で説明をさせていただきます。

53ページをご覧ください。

傷病補償年金の併給区分が6つに分かれておりますが、まず1区分につきましては、旧条例では厚生年金法に基づく障害年金及び国民年金法に基づく障害基礎年金としていたものを、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金を対象に加え、それらを障害厚生年金から障害厚生年金等に改めるものであります。

第2区分では、旧条例の障害厚生年金という表記を、障害厚生年金等に改めるものであります。

第3区分は、障害基礎年金を受給する場合の除外規定として、国家公務員共済法若し

くは地方共済組合法の規定による障害共済年金の規定を、平成24年一元化法改正前の国家公務員共済法及び地方公務員共済法による障害共済年金と改めるものであります。

以下については、変更はございません。

54ページをご覧ください。

続いて、障害補償年金の区分につきましては、第1、第2区分については、障害厚生年金を障害厚生年金等に改めるものであります。

第3区分は、障害基礎年金の適用除外規定であり、障害補償年金同様に法改正前の国家公務員共済法若しくは地方共済組合法による障害共済年金と改めるものであります。

続いて、遺族補償年金であります。第1、第2区分については、厚生年金法による遺族厚生年金に、遺族共済年金を加え、遺族厚生年金等とするものであります。

第3区分は、適用除外規定として、一元化法改正の附則に基づく遺族年金を加えるものであります。

以下は変更ございません。また、いずれの補償年金も表の裏にあります調整率の改正はございません。

55ページをご覧ください。

続きまして、附則第5条第2項、休業補償の表の改正につきましては、第1区分、第2区分については、障害厚生年金を障害厚生年金等に改めるものであり、第3区分は障害基礎年金の場合の適用除外として、一元化法の法改正前の国家公務員共済法若しくは地方共済組合法による障害共済年金に改正するものであります。

ここで恐れ入りますが、50ページに戻っていただきたいと思えます。

附則の追加であります。この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものであります。また、附則の第2条では、本条例の適用日の前後における調整率の適用関係についての経過措置を規定しており、第3条では、障害にかかる傷病の初診日が本条例の適用日前にあり、障害認定日が適用日以後にある場合の年金たる給付と、年金たる補償との調整についての経過措置を規定しているものであります。

また、第4条は適用日から施行日の前日までの支給に関する経過措置を規定しているものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

ここで、暫時休憩いたします。10時40分から開会いたします。

(午前 10時 23分)

瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

次に、議案第71号の説明を求めます。

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

それでは、議案第71号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明いたします。

議案書の58ページをご覧ください。

議案第71号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。被用者年金制度の一元化等を図るための法改正等により非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

59ページから65ページまでは改正文であります。

今回の改正内容であります。1点目として、消防団員等が公務災害により支給される損害補償及び休業補償の年金を受ける場合には、従来から他の法律により給付される公的年金との併給の調整を行うこととなっております。

今回の一元化法の施行により共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、国共済法

では昭和34年10月、地共済法では昭和37年12月以前の旧共済組合制度の組合期間がある消防団員等について、一元化法附則第41条第1項及び第65条第1項の規定により、新規に障害共済年金及び遺族共済年金の給付を裁定する場合は、厚生年金として取り扱うこととなることから、これらを併給調整による減額対象するための改正であります。

2点目として、消防団員等が生命身体に高度の危険が予測される異常事態の中で、人命の救助、被害の防御に従事し公務上の災害を受けた場合における、いわゆる特殊公務災害にかかる損害補償年金について、特殊公務加算部分については減額対象とならないよう従来の調整率と異なる調整率を用いることとする改正であります。

3点目として、その他使用する文言について、他の公務災害補償制度間の平仄を取ることや、現在の書きぶりにあわせた語句の調整等による改正であります。

改正部分につきましては、68ページの新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例であります。また、下線部分が今回改正しようとするところであります。

附則第5条第1項であります。語句の整理等の改正であります。内容に大きな変更はございません。また、66ページから69ページまでの第1項の表につきましては、全面改訂となっており、新条例では一元化法附則第41条第1項、附則第65条第1項の規定による障害共済年金や遺族共済年金を併給調整対象に加える改正と、語句の整理等を行っております。さらに、66ページの傷病補償年金、67ページの障害補償年金、68ページの遺族補償年金について、それぞれ18条の2に規定する公務上の災害、いわゆる特殊公務災害を除くものと、特殊公務災害に限るものの2つずつの6つに区分し、特殊公務災害を除くものについては、66ページの番号1、67ページの番号3、68ページの番号5で、従来の調整率を用い特殊公務災害に限るものについては、67ページの番号2、番号4、68ページの番号6で、従来とは異なる率を設定する改正となっております。

69ページをご覧ください。

附則第5条第2項であります。語句の調整等の改正であります。

また、69ページから73ページまでの第2項の表につきましては、全面改定となっており新条例では、第1項と同じく障害共済年金や遺族共済年金を併給調整対象に加える改正を行った上で、語句の整理等を行い、同じく18条の2に規定する特殊公務災害に限るものについて、従来の調整率と異なる調整率を設定する改正を行っております。

73ページをご覧ください。

附則第5条第3項であります。語句の整理等の改正であります。また、73ページから78ページまでの第3項の表につきましては、語句の整理等を行った上で、第1項、第2項と同じく、第18条の2に規定する特殊公務災害に限るものについて、従来の調整率と異なる調整率を設定する改正を行っております。

78ページをご覧ください。

附則第5条第4項であります。語句の整理等の改正であります。

次に、附則第5条第5項であります。休業補償と損害補償の調整規定であり、附則第5条第1項及び第2項の改正を受け、条文を全部改正し、新たに表を追加しています。

次に、附則第5条第6項であります。表を含め語句の整理等の改正を行っております。

申し訳ありませんが、ページを戻っていただき、65ページをお願いいたします。

新条例の施行期日であります。附則第1項により公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものとなっております。また、経過措置であります。附則第2項で、10月1日の適用日の前後等により、新旧の適用する条例についての経過措置の規定がされ、附則第3項では10月1日の適用日から、条例施行までの間に支給された旧条例に基づく給付の取り扱いについて経過措置が規定されています。

以上で、議案第71号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

瀧本攻議長

次に、議案第72号の説明を求めます。

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

それでは、議案第72号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の80ページをご覧ください。

議案第72号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例

紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例（平成17年紀北町条例第155号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立志子小学校、島勝小学校及び白浦小学校を廃校するに当たり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

それでは、82ページをご覧ください。

新旧対照表がございます。新旧対照表の旧表のところをご覧ください。

下線部を引いてございます、志子小学校、島勝小学校及び白浦小学校を廃校するに当たり、志子小学校の項、島勝小学校の項、白浦小学校の項を削るものでございます。

志子小学校におきましては、平成28年4月、赤羽小学校と統合いたします。

学校の統廃合におきまして、閉校するに当たり学校の授業料が増えたり、また、子どもたちへの配慮を十分にするために、教職員を通常より1名増員して配置してくれる制度があります。それには条件がございまして、文部科学省は、廃校する場合のみ教職員を増員配置、1名を2年間にわたり配置するという方針を打ち出しております。この条件を保護者や地域の方々、地域の役員の方々や、地域の方々に説明し、意向を確認させていただいたところ、教育環境の充実につながるんやったら廃校する方向で進めてほしいという要望がございました。そういった意向も含めまして、廃校を選択いたしました。

次に、島勝小学校、白浦小学校に関しましてでございます。現在2校は休校となっておりまして、島勝浦地区、白浦地区とも、少子化が著しく、今後におきましても同様の状況が予測される中、学校の再開は大変難しいと考えております。また、施設の老朽化も進んでおりまして、今後、施設のあり方を検討していくためにも、廃校を選択いたしました。

附則につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第72号についての内容説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第73号の説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

それでは、議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

平成27年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,117万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,972万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表は地方債の補正でございますが、事業の精査により、全国防災事業の限度額を1,590万円減額し、2,890万円とするほか、臨時財政対策債は発行可能額の決定により、限度額を2,560万円減額し、3億3,440万円とするものでございます。

続きまして、内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに、地方特例交付金39万9,000円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

第9款、第1項、第1目ともに、地方交付税は2億8,293万4,000円を増額し、42億9,365万9,000円とするもので、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は963万円の減額で、私立保育所保育料負担金の収入見込みによるものでございます。

9ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は3,161万7,000円の増額で、子どものための教育・保育給付費負担金の増額見込みによるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金143万6,000円の増額は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金98万円は、総務費の東紀州地域活性化ソフト事業に、選挙人名簿システム改修費補助金45万6,000円は、総務費の選挙管理委員会運営事業に、それぞれ充当するものでございます。

第8目・教育費補助金808万9,000円の減額は、学校施設環境改善交付金の交付額の決定に伴うものでございます。

10ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金1,580万8,000円の増額は、施設型給付費・地域型保育給付費負担金の増額見込みによるものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金442万1,000円の減額は、知事選挙執行委託金及び県議会議員選挙執行委託金の交付金の確定による413万8,000円の減額と、国勢調査市町交付金等の各種統計調査交付金の決定による28万3,000円の減額でございます。

11ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金2億5,187万円の減額は、財政調整基金より繰り入れをした一部を戻し入れするものでございます。

第19款・諸収入、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入357万5,000円の減額は、地域支援事業受託事業収入の減額によるものでございます。

第5項・雑入、第5目・過年度収入35万9,000円の増額は、福祉保健関係障害者医療費国庫負担金の前年度精算交付金でございます。

第6目・雑入は2,770万5,000円の増額でございますが、5節の保険金22万円の増額は、町有財産の建物災害共済保険金1件分でございます。

12ページの第6節の雑入2,748万5,000円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度精算金2,738万5,000円と、福祉保険関係雑入、保険者等支援交付金10万円でございます。

第20款及び第1項が町債、第8目・教育債1,590万円の減額は、小学校施設耐震補強事業債1,300万円の減額と、中学校施設耐震補強事業債の290万円の減額は、ともに実績見込みによるものでございます。

第10目・臨時財政対策債2,560万円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、13ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は155万4,000円を減額し、1億902万7,000円とするものにつきましては、人事異動による組替や共済組合負担率の確定による職員人件費の精査によるものでございます。なお、今回の職員人件費等の補正による増減につきましては、他の科目におきましても同じ内容でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

それでは、14ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は905万6,000円を減額し、5億6,113万7,000円とするものにつきましては、総合住民情報システム運営事業の個人番号制度関連事業で263万2,000円ほか、特別職員や職員の人件費及び嘱託職員等賃金でございます。

15ページをご覧ください。

第6目・企画費は272万円を増額し、6,500万9,000円とするものにつきましては、東紀州地域活性化ソフト事業で、東紀州、奥伊勢、伊勢志摩ドライブマップ作成にかかる東紀州地域振興公社への負担金98万円と、ふるさと寄附金（納税）推進事業で、新年度に向けての返礼品の見直しを行い、リニューアルするための商品撮影及びパンフレット作成等にかかるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は2万4,000円を増額し、2,763万9,000円とするものにつきましては、人事異動による嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

16ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は79万1,000円を増額し、8,775万6,000円とするものにつきましては、税務一般事務事業の確定申告システム利用環境構築業務と職員人件費にかかるものでございます。

17ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は103万1,000円を減額し、7,268万1,000円とするものにつきましては、職員人件費にかかるものでございます。

18ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は93万6,000円を増額し、792万円とするものにつきましては、選挙管理委員会運営事業で公職選挙法改正に伴う選挙人名簿システムの改修と職員人件費の補正でございます。

第5目・農業委員選挙費212万7,000円の減額並びに第9目・新選挙費116万9,000円の減額及び第10目・県議会議員選挙費283万5,000円の減額は、いずれも執行経費の確定によるものでございます。

20ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費の28万3,000円の減額は、指定統計調査受託事業の統計調査事務市町交付金、金額の確定によるものでございます。

21ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は103万2,000円を増額し、8億245万円とするものにつきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金は職員給与費にかかる繰出金120万1,000円の増額と、紀北広域連合運営事業は負担金247万円の増額ほか、人件費等の精査によるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は2,169万8,000円を増額し、5億2,256万8,000円とするものでございますが、障害者地域生活支援事業、障害者介護・訓練等給付事業、障害児育成医療費給付事業につきましては、平成26年度給付費等の国県負担金の精算による返還金でございます。

第4目・国民年金事務費は8万2,000円を減額し、1,680万4,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。

2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は87万8,000円を増額し、5億2,054万4,000円とするものにつきましては、老人福祉特別対策事業（町単）と配食サービス事業は財源更正でございます。

地域支援事業（介護予防）は、紀北広域連合から受託している、平成27年度受託事業収入の減額と、平成26年度精算による返還金の増額で13万7,000円の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金は、職員給与費にかかる101万5,000円の増額でございます。

第2目・養護老人ホーム費の51万円を増額し、9,568万円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第2目・保育所費は5,598万円を増額し、3億9,913万7,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査と、志子保育所管理運営事業の嘱託調理員の支払い科目の変更による228万5,000円の減額及び私立保育所運営にかかる委託費補助金5,665万6,000円の増額でございます。

25ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は392万1,000円を増額し、1億9,135万7,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査と地域保健共通事業の保険者等支援交付金事業にかかる増額によるものでございます。

26ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費の482万9,000円を増額し、1億6,608万5,000円とするもの及び27ページの第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費の1万4,000円を増額し、730万5,000円とするものにつきましては、すべて職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は61万6,000円を増額し、5,287万2,000円とするものにつきましては、農業用施設管理事業の赤羽トンネル外灯及びトンネル内電灯交換工事による69万8,000円の増額と、職員人件費等の精査によるものでございます。

第5目・農地費は115万8,000円を増額し、7,563万6,000円とするものにつきましては、有害鳥獣対策事業及び有害鳥獣駆除事業は申請期間終了にかかる減額と、駆除報償費の増額によるものでございます。

28ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は91万8,000円を増額し、3,529万7,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査と林政総合企画事業の尾鷲林政推進協議会が行う伊勢志摩サミット尾鷲ヒノキ利用促進事業への負担金でございます。

第4目・町有林造成費は754万4,000円を増額し、7,423万1,000円とするもの及び、29ページの第3項・水産業費、第1目・水産業総務費の26万5,000円を増額し、2,331万9,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

30ページをご覧ください。

第6款及び第1項が商工費、第1目・商工総務費は1,000円を減額し、5,690万4,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございます。

第2目・商工業振興費は44万2,000円を増額し、4,818万9,000円とするものにつきましては、ふれあい広場マンドロ管理事業で、台風18号に伴う強風による被害に対する修繕料の増額でございます。

31ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1,071万1,000円を減額し、1億179万円とするもの並びに32ページの第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は2万6,000円を増額し、707万2,000円とするもの及び33ページの第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は45万4,000円を増額し、1,421万4,000円とするものにつきましては、いずれも職員人件費等の精査によるものでございます。

34ページをご覧ください。

第8款及び第1項が消防費、第1目・常備消防費は、1,366万8,000円を減額し、5億6,790万5,000円とするものにつきましては、三重紀北消防組合にかかる職員人件費の増額と海山消防署庁舎建設分の財源更正による減額などに伴い、組合負担金が減額となったものでございます。

第4目・水防費は59万1,000円を増額し、799万9,000円とするものにつきましては、河川海岸水防対策事業で、汐見汐ノ津呂排水機場の電気代不足に伴う光熱水費の増額でございませう。

第5目・災害対策費は、254万4,000円を増額し、1億6,438万4,000円とするものにつきましては、災害対策事業の災害警戒にかかる職員手当が204万1,000円の増額と、防災推進事業の災害時要援護者名簿登録者への意思確認のための費用に38万4,000円の増額と、防災行政無線管理事業の非常時用発電機の購入で11万9,000円の増額でございませう。

35ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は104万2,000円を増額し、8,672万6,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございませう。

36ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、1,545万3,000円を減額し、1億9,302万2,000円とするものにつきましては、嘱託職員等賃金の精査による12万円の減額と、小学校管理運営事業は志子小学校が赤羽小学校へ統合されることにより、赤羽小学校の不用品廃棄及び志子小学校閉校式記念品購入代等による110万9,000円の増額と、小学校教育コンピュータ整備事業の同じく統合による児童用、教員用パソコンの移動設定手数料の9万8,000円の増額と、小学校校舎等施設営繕事業は、同じく統合による赤羽小学校校内放送機器設置工事等の増額及び非構造部材耐震化事業実績見込みによる減額で、1,654万円の減額でございませう。

37ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、357万3,000円を減額し、7,783万8,000円とするものにつきましては、中学校管理運営事業は特別支援学級新設にかかる階段昇降車ステアシップ点検委託料6万1,000円の増額と、中学校校舎等施設営繕事業は、同じく特別支援学級新設にかかる教室改修等の増と、非構造部材耐震化事業実績見込みによる減額で363万4,000円の減額でございませう。

第2目・教育振興費は51万7,000円を増額し、2,411万7,000円とするものにつきましては、対象となる要保護、準要保護生徒の増加によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第4項及び第1目の幼稚園費は181万8,000円を増額し、5,489万5,000円とするもの並びに39ページの第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費の54万1,000円を減額し、1億4,841万9,000円とするもの及び40ページの第6項・保健体育費、第2目・給食施設費の44万6,000円を減額し、1億2,790万9,000円とするものにつきましては、いずれも職員人件費の精査によるものでございます。

41ページをご覧ください。

第11款及び第1項・公債費、第1目・元金は100万4,000円を増額し、12億9,187万4,000円とするものにつきましては、長期債借入金償還金の利率見直しによるものでございます。

第2目・利子は856万9,000円を減額し、1億1,094万6,000円とするものにつきましては、長期債借入金利率見直し及び平成26年度債等の借入利率の決定に伴うものでございます。

次に、42ページは地方債の残高の見込みに関する調書ですが、次のページの合計欄で説明させていただきます。前年度末現在高は122億2,380万7,000円で、当該年度中の起債見込額が今回の補正後で11億9,020万円、当該年度中の元金償還見込額が13億109万8,000円であり、当該年度末現在高見込額は121億1,290万9,000円でございます。

続きまして、44ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、その他の特別職で農業委員選挙執行事業、知事選挙執行事業、県議会議員選挙執行事業の執行経費の確定による報酬83万5,000円の減額及び長等の共済費精算見込みにより8万4,000円を増額し、補正後の総額としましては、1億5,339万5,000円とするものであります。

45ページをご覧ください。

2の一般職につきましては、人事異動等に伴う精査により、給料が124万5,000円、同じく人事異動等に伴うもの及び選挙執行経費確定による減額と、災害対策等による増額により職員手当が290万1,000円の減額、共済費が精算見込みにより272万7,000円の減額、合計で687万3,000円の減額となり、補正後の総額としましては、12億1,083万3,000円となります。

以上で、議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第74号、議案第75号の説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは、議案第74号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,356万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正は、職員人件費に関するもののみでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、120万1,000円を増額して、1億6,778万2,000円とさせていただくものでございますが、人事異動による組替や共済組合負担率の確定による職員人件費の精査分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、120万1,000円を増額し3,921万7,000円とさせていただくものがございますが、歳入でご説明いたしました職員人件費を増額させていただくものでございます。

以上で、議案第74号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

脇俊明住民課長

続きまして、議案第75号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成27年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,158万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

この補正につきましても、職員人件費に関するもののみでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして、歳入からご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金101万5,000円の増額は、人事異動による組替や共済組合負担率の確定による職員1名分の人件費の精査分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、101万5,000円の増額でございますが、歳入でご説明させていただきました職員1名分の人件費を増額させていただくものでございます。

以上で、議案第75号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第76号の説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第76号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,890万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明に基づき、説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は194万8,000円を増額し、425万9,000円とするもので、職員人件費に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は194万8,000円を増額し1億6,493万3,000円とするものであります。内容といたしましては、職員人件費の精査による194万8,000円の増額でございます。

以上で、議案第76号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第77号の説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、議案第77号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を、ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成27年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成27年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、支出、第1款・水道事業費用、既決予定額2億9,840万8,000円、補正予定額305万2,000円、計3億146万円。

第1項・営業費用、既決予定額2億7,694万5,000円、補正予定額305万2,000円、計2億7,999万7,000円。

第2款・簡易水道事業費用、既決予定額1億3,225万1,000円、補正予定額341万5,000円減額、計1億2,883万6,000円、第1項・営業費用、既決予定額1億1,567万3,000円、補正予定額341万5,000円減、計1億1,225万8,000円。

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,769万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,341万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,087万1,000円、建設改良積立金1億341万6,000円で補填するものとする。）に改める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 予算第8条中（1）職員給与費「8,118万円」を「8,511万円」に改める。

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、18ページ、19ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画書、収益的支出をご説明いたします。補正内容につきましては、18ページの第1款・水道事業費用、19ページの第2款・簡易水道事業費用とも人事異動による予算の組替をはじめ給与改定や共済組合負担金の修正等、また配水管施設などの布設替や更新によりまして、撤去する旧布設管や施設の固定資産除却費による補正をお願いするものでございます。

それでは、18ページからご説明いたします。

第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費は640万2,000円を増額し、1億721万8,000円とするものでございます。内訳といたしましては、給料236万9,000円の増額、手当等113万1,000円の増額、賃金125万1,000円の増額、法定福利費121万4,000円の増額等でございます。

第5目の資産減耗費は、固定資産除却費の精査をしまして、335万円を減額し、179万8,000円とするものでございます。これによりまして、第1項・営業費用は305万2,000円を増額し、2億7,999万7,000円となり、第1款の水道事業費用全体といたしましては、305万2,000円を増額いたしまして、3億146万円を計上するものでございます。

続きまして、19ページをお願いします。

第2款・簡易水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費は126万1,000円を減額し、1,152万2,000円とするものでございます。内訳としましては、給料37万円の減額、手当等65万1,000円の減額等でございます。

第5目の資産減耗費は固定資産除却費を精査いたしまして、215万4,000円を減額し、107万9,000円にするものでございます。これによりまして、第1項・営業費用は341万5,000円を減額し、1億1,125万8,000円となり、第1款・簡易水道事業費用全体といたしましては、341万5,000円を減額いたしまして、1億2,883万6,000円を計上するものでございます。

以上で、平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

どうぞ訂正してください。

久保健作水道課長

ただいまのご説明で訂正をお願いいたします。

1ページの第4条のところでございますが、8,118万円を8,511万1,000円にを、間違い

まして、8,511万円と読みましたので、お詫びして訂正いたします。よろしくお願ひします。

瀧本攻議長

ちょっと待ってください。

久保健作水道課長

第4条の改めるところでございますが、8,511万1,000円に改めるにご訂正をお願いいたします。どうもすみませんでした。

瀧本攻議長

議事録いいですね。

以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。

瀧本攻議長

ここで、暫時休憩いたします。昼食のため午後1時まで休憩とし、1時から開会したいと思います。

(午前 11時 36分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

これから各議案に対する質疑に入ります。質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣言した議題について、3回以内となっております。委員会での審査は十分できますので、自分の所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただきたいと思います。詳細は各委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第7

瀧本攻議長

日程第7 議案第67号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

国のマイナンバー制度が各個人の家にもマイナンバーが10月から送られてきて、いよいよ来年28年の1月から実行されるための、国の行う以外の町独自の行為を行う条例という説明を受けました。このマイナンバーにあたっては、この条例を動かすためには、たくさんの国の指定による予算があったと思いますけれども、26年ぐらいから各課にわたって、この制度を動かすのに、どのようなお金が、国や県あわせて町独自のものも含めて投資され、また、新たに、この条例を実施するために、年間の経費はどれぐらいのものを要するのか、お尋ねいたします。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

私のほうからわかっている範囲でお答えさせていただきます。

まず近澤議員がおっしゃられるのは、今回、独自利用するのに設定しました福祉医療費に関する助成の中身といいますか、その国やなんかのという補助やとか何かをということですか。

堀秀俊総務課長

ちょっとお聞きします。その経過、それぞれの医療費の経過のことを、まずお尋ねでしょうか。その費用という意味ですか。すいません。かまわんですか。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

総額的にはですね、国のほうから聞いておりますのは、全体で3,400億円程度と聞いてございます。全体は以上でございます。

瀧本攻議長

当町のことは。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

当町もいろんな課がございますので、ちょっと合計に関しては、私は把握してございませんけども、よろしいでしょうか。各課にわたったのがございますので。

瀧本攻議長

堀総務課長どうですか。

堀秀俊総務課長

もう一度、確認させていただきますけど、マイナンバー制度に対応するために要った費用という意味ですか。申し訳ありません。ちょっと今、住民課長がお答えしましたように、いろいろシステム整備にお金がかかっておりまして、この条例そのものには別にあれなんですけど、システム対応するのに、これまでも、これからもかかるわけなんですけど、申し訳ありません。今ちょっとその金額については、手持ちがございませんので、後でまた答えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

突然お尋ねしましたのもあったんですけども、新しい事業で国が進める、国で必ずしなければならぬ事業だったので、町独自では、町全体でこんな持分、町の持分がいくらかかったのかなというのを是非、あとでもよろしいので、お示ししたいと思っております。

そして、新たに1回目の質問の年間いくらかの経費が、これから要るのかというところで、全体では先ほど、国全体では3,400億円ぐらいという住民課長のお話もありましたけれども、このような莫大なお金をかけて、町民の皆さんにどういうメリットがあるのか。お尋ねいたします。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

メリットですね、確かに大きなメリットになるかどうかわかりませんが、この条例にもございましたように、いろんな利用できる事務の中でですね、住民票ですとか、所得証明ですとか、そういったものを付けなければいけない。これまでですと、自分でとっていただいて添付してもらって申請してもらおうと、そのような時に、事務は限られてきますが、この法に定められた、それから、この条例で定めさせてもらった事務につきましては、そういったものを省略してですね、その中の連携で、その数値というのはわかりますので、そういう費用ですとか、手間ですとか、そういうものがなくなると。一番大きなところとしては、それが住民の方には直接、関係してくるかなと思います。以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

最後の質疑になると思いますので、先ほどの説明の中でもですね、庁内以外で、たくさん課がお互いに利用できるというお話もありましたし、その際、番号を書く場合ですね、番号を書くのを拒否しても、庁内の中ではわかって調べていただけることができるんですけども、書かなかった場合に罰則があるのかどうか。

そして、もう1つ、6ページの第4条のところですね、法第9条第2項の条例に定める事務って、利用範囲のところであったんですけども、その条例の後ろのほうに、当該事務の全部又は一部の委託を受けたものも同様に利用する。そういう文言がありますけれども、この庁内には民間委託みたいな、そういうものはないんですけども、この当該委託、または全部または一部の委託というのは、法律では民間委託された場合も同様に見ることができるとなっているのか。そういうことからしてプライバシーとか漏洩のための施策を、町でもどのようにとっているのか。最後にお伺いいたします。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

まず最初のお尋ねは、申請書類やなんかにマイナンバーを書きいただくようになっているのを、書くのを拒んだ場合ということですか、個人が。それはちょっとはっきり

わかりませんが、罰せられるとかなんかということではないと思うんですが、その申請を受けようとするならば、書いていただくということで、ご理解をいただくしかないかなというふうに考えております。

それから、委託の関係なんですけど、やっぱりこういう事務というのはですね、ほかのいろんなものが見えるパソコンと、ごっちゃにするといけませんもんで、きちんとしたシステムの中で事務を行っていくということでして、それについては、住民基本台帳ですとか、いろんなシステムの中で、当然、委託業者というのはございます。国の法律の中でもそういったものについても、それを使用することができる。おのずとそれを取り扱いますんで、それは許されております。ただ、罰則もございますんで、漏洩の起こらないように十分に気をつけなければならないというふうにされております。以上です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はありませんか。

12番 東篤布君。

12番 東篤布議員

ちょっとお尋ねします。前にですね、自衛隊のほうに、紀北町の青年の情報を全部出しておるといって質問したことがあったんですが、その時に、執行部のお答えは、出していますということでした。僕はその時に驚いたんですけどね。何才から何才までの若者の、これは男女含めてですけども、情報を町は提供しておる。それはいかななものかなという問題が当時あったんですけども、今回も、このナンバーまでは教えることはないと思いますが、そのところの認識は町長どうですか。

いや、だから自衛隊に情報を流しとるやろ。この町で、あと1年で、あと2年で、20歳を迎える。当時の総務課長は答えたんやで。自衛隊は、例えば来年、20歳を迎えるところにハガキがくるんやわ。なんでこんな明確にわかるんやと、まさか町はそんな情報出してないんやろなと言ったら、出していますというお答えでした。今現在もそうだと思いますよ。なんなら遡って、その当時の議事録を見ていただいたら、当時の総務課長の名前も僕は存じていますけどね。だから、そういう認識を町長は知っとるか。自衛隊に情報を流しておることは。わからんだから、わからんから、担当に答えさせますという答弁をいただきたい。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと事務的な部分でですね、ちょっとわからないところがございますので、担当のほうから答えさせます。

12番 東篤布議員

事務的な部分ってね、これはあんた、町の根幹にかかわる問題を、もちろん仕事は事務職がされるにしても、トップがそのようなこと知らないっていうような、馬鹿なことないでしょうよ。うちの子どもが自衛隊から募集を受けてさな、親の知らんうちに、それを見て、今から就職したって、できるかどうかわからんで、自衛隊やったら楽やし、いこうかみたいな、そんなことになるわけや。だから、そういう情報を自衛隊に出しておるといふことに、僕はびっくりしたんでね。担当課はどこになるの、その情報を流しとるのは。どうぞ。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

お尋ねの情報でございますが、高校を卒業する年齢のですね、住基の基本4情報、住所、氏名、年齢、性別ですね、その情報をお出ししております。

瀧本攻議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

皆さんお答えのとおり、今、住民課長が答えていただきましたでしょう。そのように情報を出しておるんです。ということ町長も副町長もご存じないということはね、これは遺憾に思うわけです。だから、これぐらいのこと。されど大きな問題。これを執行部のトップがご存じない。このような状況の中で、もっとも大切なアメリカでは犯罪がどんどん起こっておりますね、住民ナンバー。刑務所は番号制やけどな。これからそうなっちゃうよ、みんな。だから、その番号をぽろっと漏らされたら、住民課長にお尋ねしますが、今現在でも自衛隊には情報を出しておる。これはマイナンバーも添付して情報提供されるんですか。

瀧本攻議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

これにつきましては、マイナンバーとは関係ございませんでして、住民基本台帳法によりまして、基本4情報というのをお出ししております。その根拠はですね、自衛隊法ですとか、自衛隊法施行令、今ちょっと条文を覚えておりませんが、それによって求めることができるというふうになっておりますので、それに対応してお出ししております。

瀧本攻議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

国の勝手な法律や。自分らの都合のええように、一般企業じゃそんなことできないよ。でもこれは国の機関やからということで、そういうことが許されとる。だから、なおさら、そこで国の機関から条例改正かなんかがあってね、法改正かなんかがあって、住民ナンバー出ささいよと言われたら、出さざるをえんじゃないですか。でしょう。それと同時に、これだけ貴重なもんですから、この任にあたるどころの職員は重々注意していただきたい。また、どれだけ重い問題かということ、執行部のトップに十分ご理解していただかなければ大変な問題が起こるということです。もう既に起こっておるんでね。住基ネットの時にも僕は反対したんや。僕はそういう犯罪組織も知っとるから。国の方針やから仕方ないんですけども、それに携わる職員は、これをもとに大きな犯罪が起こされるということ認識した上でですね、やっていただきたい。以上です。よろしいですか、答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、住民課長もおっしゃったように、あくまでも法律に基づいて行っているということでございます。我々としても、それぞれの課がですね、法律に基づいて行っておりますし、このマイナンバーにつきましてもですね、マイナンバー法に基づいて利用する、相互にできる。できないものがある。その中で今回、1つの部分、町独自の利用事務ということで、福祉医療費の助成ということプラスさせていただいております。ですから、それらのルールに基づいて活用ということになります。

ただ、セキュリティのことはですね、議員おっしゃるとおりでございますので、しっかりとやっていきたいということで、来年度もより一層のセキュリティをめざしてです

ね、予算化をする予定でございます。

瀧本攻議長

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第8

瀧本攻議長

次に、日程第8 議案第68号 紀北町子どものいじめの防止等に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

いじめ防止対策推進法に基づき、子どものいじめ防止のための対策について、本条例を定める必要が生じたためという提案理由でした。平成25年にこのいじめ対策推進法は、大津のいじめのことなんかがあって、つくられたんですが、もう2年経過されておりますが、本条例を定める必要が生じたのは、2年以内につくらないといけないとかいう、そういう法律があるのか。また、紀北町でいじめのことが、いじめの実態があるので、こういう法律をつくる必要があったのかどうか。そういうことはないと思うんですけども、また、紀北町でいじめの実態調査を行っているのか。あわせてお尋ねいたします。

瀧本攻議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

条例を定めることに関しましての特段の取り決めはございません。ございませんが、やはり、いじめという問題は、すごく重要な課題になっております。それは、やはり町

全体でやっていくべき問題だということで、条例化いたしまして、大きな問題が生じた時の対応、教育委員会での対応、また町長部局での対応を明確化するために、今回、条例としてあげさせていただいております。以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

紀北町でいじめの実態は、調査を行っているのかという答弁がありましたので、また改めてお願いしたいと思います。そして、定義のところですね、9ページなんですけど、この条例において「いじめ」とは、法第2条第1項に規定するものをいう、と書かれておまして、課長も、児童に対して、学校にいる、ある程度関係のある他の児童が行う心身の苦痛を伴う、また物理的・心理的な行為って、法律を読んでいただいたんですけども、やはり、いじめの定義というのは、この法律で書いていただくよりは、現実的にこういうことなんだということを書くほうが、条例ではいいのではないかと思われそうですが、このことについての討議を行ったのかどうか。

そして、いじめの場合、定義が一番大切だと思うんですけども、他人に行って、行うほうは、いじめじゃないと思っても、受け取るほうは、いじめだと受け取る子どもはあるんですけども、そういう場合もこの定義のいじめに入るのかどうか、お伺いいたします。

瀧本攻議長

教育長。

村島昶郎教育長

議員のご質問にお答えいたします。いじめの定義のことですけども、いじめは、もういろんな形でありますので、ずっと羅列しますと、たくさん出てきます。例えば悪口とか、それから仲間外れとか、それから無視されたとかいうふうに、具体的にあげますとずっとたくさん出てきますので、ですので課長が提案の時に申しましたように、心身に苦痛を伴うものというふうに一括りでもとめさせてもらっております。

それからですね、いじめについてはですね、本当にこれは国民的な課題というぐらいに、国のほうの推進法でもうたっております。それを受けて、いじめの防止基本方針というのを立てまして、その中から先ほど課長が説明しましたように、教育委員会でも対応できるような下部組織ができるように、またそれを超えるような重大事態があったら、

町のほうでも調査できるようにということを明確にするために、条例としてあげさせてもらいました。以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今回のいじめ推進法ですが、その中ではやっぱり推進防止、ごめんなさい。防止に関するいじめ防止対策推進法なんですけれども、その中には、やっぱり今、教育長がおっしゃられた、いじめ対策審議会、そして、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策会議、いじめ問題調査委員会、この3つのことを設置することができるのか、設置するとかいう文言が含まれておりますので、その中の3つを入れていただいたことは評価したいと思います。

そして、やっぱりいじめをなくそうとすれば、あくまでもこれは大人の部分のことを条例で書かれておるんですけれども、今度の名古屋の最近の事件なんかでも、大人だけではいじめを発見できなかったんですね。子どもたちの集団の中から、アンケートなんかから出てきているので、子どもも含めてでないと、いじめはなくならないと思うんですけれども、条例の中で、そういう部分の、当時これ条例をつくるにあたって、そういう部分の討議はされたのか。どの辺にちょっと児童の役割とかというところもあるんですけれども、大人だけでは解決できないのではないかなと思いますが、その見解をお伺いします。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島起郎教育長

お答えをいたします。いじめの対応で、一番大事なものは、もちろん大人も子どももそうなんですけども、一番大切なのは、いじめ防止でございます。その次に、いじめが起こってしまった場合は、早期発見、早期対応と、それを家庭、学校、地域が一体となって解決に向かうということで、いじめ基本方針にも書かれていまして、その方針でやっていきたいというふうに思います。以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございません。まだ答えがあるの。

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

いじめの調査方法等についてのご質問があったと思うんですけども、その回答をさせていただきたいと思います。各学校では少なくとも学期に一度は、児童生徒にいじめのアンケート調査を行っております。それと、5月と1月に学級満足度調査というのがあるんですけども、その調査を全児童・生徒に実施しております。それは、学校は楽しいですかとか、あと、すごく柔らかな質問等で、その児童生徒の今の状況を把握するものなんですけれども、それやと本音が出たりしますので、そちらの学級満足度調査というところが、結構、有効に機能しているかなというふうに思います。

アンケート調査で出してしまうと、なかなか身構えたりすることがありますもので、そういった重大な案件、直接伝えていただくような把握するものもやっていますし、ソフトな形で子どもたちの気持ちをくみ取るようなこともやっております。以上でございます。

瀧本攻議長

ほかにございませんか。

東篤布君。

12番 東篤布議員

課長にお尋ねします。今、課長が答弁されました、調査していますと、こうおっしゃいます。その調査は学校の先生がされるんでしょう。例えば父兄から、その学校のいわゆる対応の仕方について、異論が出てきた場合に、町の教育委員会サイドとしてはですね、学校に出向いて調査する義務があらうかと思うんですが、そのような過去に経緯はございますか。

瀧本攻議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

私が就任してからは、そういった機会はないです。以上です。

瀧本攻議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

というのはね、全て学校にお任せなんさ。例えばね、生徒同士のいじめ、実際に僕もそういういじめにあった事がある。どういう、いじめかという、先生にいじめられた

んや、本当よ。というのはね、レッテルを貼られるの、先生から。あの子は悪い子だ、とんでもない濡れ衣をきせられたことがあるんやから。別の犯人が見つかったんやけども、それで、先生が悪いことした生徒を怒った、その前に、俺に謝れよと、あんた、ずっと俺を疑うて、全校生徒に言うてきたんやからということがあったわけ。

今現在、僕は県の問題で取り組んでおるんですけども、学校名は伏せますよ。その対応について、僕は疑問を感じておって、県の教育委員会に出向いて、やっておるんですが、県の教育委員会が、その学校まで行って調査しようとしませんよ。学校の校長、教頭の意見を聴いて、ちゃんとやっています。こう指導していますという答えが僕のところへ来るわけ。それはおかしいでしょうよ。学校内部の問題を学校で伏せていくのが当たり前なん。何も先生が悪いっていうんじゃないですよ。ただ先生も人間ですから、今、非常に子どもの指導については厳しい、失礼、厳しい問題、ちょっと生徒を触るだけでも暴力だと言われる時代ですから、先生方の苦労もよくわかるんですけども、ただ、今回の扱いにつきましては、その生徒に対してやる、先生がレッテルを貼っている。そういう色眼鏡で見ておるがために起こった問題。

ただ、それを早めに、早期に解決してほしいから、県の教育委員会に申し上げたんですけども、電話連絡して、向こうの回答を聞くだけで、間違った調書なん、その調書をつくった後で真実が出てきても、その調書を書き換えようとしません、ある高校があるんですけども、これは当町におかれましても、小中学校でもね、いわゆる小中学校でも生徒にセクハラする先生も、過去にあるわけです。当町ではございませんよ。広い日本の中にあるわけです。

ですから、子どもの問題だけじゃなくて、学校の問題、何かあった時に、僕が言いたいのは、この町の教育委員会が足繁く、足を運んでいただいて、やっていただく。そういうことも踏まえた上での条例でなければならんと思うのですが、そのように認識されておるかどうか、お尋ねします。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島起郎教育長

お答えします。この条例にはですね、保護者の役割、それから地域住民の役割ということがありますので、学校、地域、保護者一体となって対応していくということが、まず大前提でございます。今、先ほど議員がおっしゃられた学校側、教師側の問題ですけ

れども、これも同じように扱っていきますので、特別に学校の教師だからということはありません。以上でございます。

瀧本攻議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

質問したのは、何か問題があった時には、電話で文書で回答もらうんじゃなくて、足繁く足を運んでいただけませんかと、お願いしとるわけでした、どうでしょう、教育長。

瀧本攻議長

村島教育長。

村島起郎教育長

そういう訴えといいますか、事案がございましたら、足繁く対応させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

12番 東篤布議員

それで、なければ、この条例の趣旨、中身がないものと考えますので、よろしく願いしておきます。

瀧本攻議長

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

瀧本攻議長

次に、日程第9 議案第69号 地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

総務課長にちょっとお尋ねいたします。今回ですね、紀北町、合併になって、10年目になってですね、もう日本一長い住所かなと言われておった住所が短くなることで、自治区がなくなってね、大変いいことだと思うんですよね。その中で、今回この条例の中に当てはまるですね、27ページに地域自治区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例、新旧対照表がありますよね。その中で、第3条関係の紀北町総合支所条例の一部改正の中でですね、新旧の中で、その次の中で、もうその次の28ページですね、出張所のほうで、紀北町船津出張所の横にのほうに、紀北町中里138番地の5と書いてありますね。その横の船津（字前柱を除く。）というところで、この前柱が今度はどこにも出てこないわけなんですけども、これはどういうことなのかということをお1点。

それで、また、5条関係でですね、紀北町学校基本財産条例の一部改正に伴って、新のほうで字名がずっと付いておるんですよね、字。そして、付いてない相賀小学校の便ノ山石切と横山と2つだけは付いてないんですよね。同じ便ノ山でも、字上地うえじというんですか、かみじと読むんか、は付いておるわけです。相賀小学校のところ、これはどういうことなのか。要は住所、自治区の解消でですね、住所は短くするという前提があって、みなしたと思うんですけど、この字名が入っておるのは、なぜ抜けられないのかということと。

もう1点はですね、33ページの18条関係で、紀北町墓地使用条例の一部改正、このところで長島墓地の名称、紀北町長島字久野地内と書いてあるんですよね。それで、旧のほうでは紀伊長島区久野地内というところで、長島は入れてもいいんじゃないかなというので、なぜこれは字まで入れやならんのかなと、わざわざ。というところで、字は何にあたるようはあれで必要なのか、ちょっと説明していただけたらと思います。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

まず前柱が、何ページでしたか、28ページに前柱が該当するところがないということで、これは本庁出張所の管轄するところを示しておる、あれなんで、前柱については、本庁の管轄ということで、すいません。総合支所ですね、海山総合支所のほうの管轄ということなので、そういうふうになっております。

8番 入江康仁議員

どっかで提示あるの、前柱の。

瀧本攻議長

ちょっとそれやめてください。

堀秀俊総務課長

それ以外のところ、ないものについては、総合支所ということになっておりますので、そういう扱いをさせてもらっております。

それから、何ページやったかな。相賀小学校、財産の一部改正のところ、字のない、あるものとなないものというのは、確かにございます。もともと字があって、字を付けてましたので、そのままというのもあるかと思うんですが、財産の部分ですもんで、細かく字のどこと、一般の所在地というところよりも、財産の部分で明確にわかるように付けているものがあるのかなというふうに考えられます。

それから、同じようなことで、33ページですね、久野のところをですね、旧が紀伊長島区久野地内というふうになっているのを、今回ので、字久野地内というふうにしたのかという部分なんです、自治区をとっただけなんです、大字名が長島ですよ、もともと、それで、字を付けたほうが久野という場所をはっきり示せるという意味で付けさせていただいております。以上です。

瀧本攻議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

だからね、課長。その字のね、統一するようなあれが何かあるのかと、意味があるのかということ、ちょっと聞きたいわけです。要は、この長島の字久野でもそうですけど、これは改めて付いている。だから、今回、自治区の解消で、余分なものを省けるところやったら、この際、皆省いていったほうが、きれいにいくんじゃないかなと思ったんです。だから、ほかのほうは長島何番地と付いておるところは、長島何番地てみな統一されておるわね。東長島何番地、海野、三浦も皆なっていますけども、この字はなんで、1つの基本的な何かがあるのかなということ、ちょっと聞きたかったわけですね。だから、先ほど課長は、久野は字を付けたほうがいいのかということじゃなくて、やっぱり条例ですから、何かの基本に則って、これは付けなくてはならんのかというような基本があったら、それでいいんですけどね。そこがどうでしょうかという。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

ご指摘の点、大変よくわかります。ただ、考え方としてはですね、財産ですとか、場所でも役場の本当に、通常使う機関についてはですね、短くさせていただいていると思うんですが、名残とってしまえば、それまでなんですが、財産ですとか、細かい部分のところについてはですね、字がどこなんかというのを示すために、これまで付けておりますので、そのまま入れさせていただいたというようなことです。ちょっとご理解いただけますか。

瀧本攻議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

課長の言われる答弁の中で、ご理解もわかるんですけど、最後にもう1点、そんならこの久野地内に対しては、久野地内だけですよね。ほかは皆番地が付いておるんさ。これは番地が付いてないわけなんさ。そこはどのようなあれで、付けてないわけですか。

瀧本攻議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

そのところはですね、そこは1つの番地じゃなくてですね、おそらく集合しているというか、いろんな番地が点在しているということですので、あえて久野地内といううたい方をしていると考えられます。以上です。

瀧本攻議長

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

それでは、以上で質疑を終わります。

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第70号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第71号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第71号の消防団の公務災害についての、ちょっと1点だけお伺いいたします。年金が一元化されて、厚生年金に一元化されるので、このように法にしたがって変わるといことなんですけれども、実際に、消防団の方の公務災害については、プラスとかマイナスとか、そういうことがないような改正になっているとは思うんですけれども、そのところをお願いいたします。

そして、もう1点、ごめんなさい。1点と言いながら、昭和34年とか37年以上共済の方、共済に入っておられた方が、新たに今回新規に申し込む場合は、厚生年金のこの基準に基づいてできるということですが、大変高齢な方だと思うんですけれども、そのような方がこの管内にはおられるのかどうか。2点だけお伺いします。

瀧本攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

近澤議員のご質問にお答えします。

まず1点目ですね、この条例改正によって消防団員の受給する障害補償年金ですね、等に関して影響があるかどうかということですが、これは制度改正でございます、改正前と改正後でございますね、条件が変わらないよという制度改正ですので、金額がですね、どうなるかというところについてはですね、はっきりしておりません。制度が昭和34年、あるいは37年以前の方がですね、この10月1日で制度が変わったんですが、変わる前のそういう34年あるいは37年以前の方と、そうでない方に差がなかったのが、今回、10月1日のですね、改正で厚生年金のほうに共済年金が移ることによって、追加移行期間というんですが、その期間の追加費用対象期間がある方と、ない方で差が発生してきますので、それをないように調整をするということですので、金額の調整ということではなくてですね、条件の調整を行っているということをご理解いただきたいと思います。

それから、昭和34年あるいは37年ということなんですが、国家公務員の場合は、旧共済法ということで、昭和34年10月以前の方、それから、地方共済組合のほうにつきましては、昭和37年12月以前の方がですね、いわゆる恩給の対象になる方ですけども、こちらにつきましては、紀北町の消防団の中にですね、こういう方は現時点では、年齢からみておられないというふうに判断しております。以上です。

瀧本攻議長

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

瀧本攻議長

次に、日程第12 議案第72号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

1点お尋ねいたします。今回、志子小学校におきましては、地域住民の方々とも相談の上、増員1名ということで、廃校ということで、島勝、白浦につきましても、休校を廃校とするということで、この条例が可決されましたら3校が廃校となるということなんですけれども、この跡地利用については、どういうふうにご考えておられるのか、その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

議員の質問にお答えいたします。廃校としますけれども、施設を一気に取り壊すというものでもございません。まず、その施設が現存する中で、今、副町長を会長といたしまして、公共施設あり方検討会という組織がございます。その中で、廃校後の施設について、利活用の方向を検討します。その中で、安全面等も確保しながら、本当に残していいものかということも踏まえて、検討させていただき運びとなっておりますし、今まで2回、会議も開催してございます。以上でございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

学校が廃校となることによって、地域の過疎化ということも進むと思いますので、跡地については、あり方検討委員会をつくられるということなんですけれども、その中においてね、潰して平地にするだけではなくて、やっぱり現存する施設がまだ使えるようでしたら、その施設を有効に使って、地域住民の活性化に努めることも考えていただきたいと思いますので、その点もあわせてお願いしたいと思いますが、それについての答弁を求めます。

瀧本攻議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

今、いただいた意見等も、あり方検討会の中で、そのことも踏まえて検討していきたい

いと思います。以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方。

東篤布君。

12番 東篤布議員

志子小学校については休校、白浦についても休校と聞いておったんですが、これはもし僕が欠席しておるときに、報告があったら、撤回しますけれども、この廃校にするという問題は議会に出てきましたか、課長。いわゆる廃校にする、休校にしておくことのメリット、デメリット、廃校にすることにおいての、地域に対するデメリット、メリット等々を議会で話し合った記憶はないんでございますが、休校ということで、理解しておったところが、急にこのように廃校となってきました。だから、僕の質問は議会にそのような相談がございましたかということをお尋ねします。

瀧本攻議長

答えられる。議案にないでしょう。

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

本日の中で、今後の出生者等も望めないと、少子化が著しくて、島勝地区、白浦地区にとっても、今後におきましても、同じ状況が続くということを申し上げまして、今回、施設の老朽化等も著しいので、教育委員会、町といたしましては廃校を選択したいということで、提案しておりますので、その中でご検討をお願いしたいと思います。

瀧本攻議長

まず、許可してないもんです。

東篤布君。

12番 東篤布議員

今日はこの条例の修正するという問題で、これから余りそれたくないんで、まず、これに対して意見を述べる前にね、確認しておきたかったのは、いわゆる休校という問題は聞いておりましたけれども、廃校という問題は、初めてだと思うんです。本議会に出てきて、検討して決めなさいということですか。そう判断してよろしい。初めてでしょう、議会に出てくるのは。だから、学校が古いからね、生徒数が少ないから、そういう判断を執行部がされたということでしょう。いやいや。内緒話はしないでください。ど

うぞどうぞ。

瀧本攻議長

学校教育課長 玉津君。

玉津武幸学校教育課長

志子はですね、小規模特認校の際には、全員協議会を開いて言わせていただいたんですけど、白浦、島勝につきましては、議題としてですね、議員の方にご検討いただいたことは、今までなかったです。

瀧本攻議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

僕は教民ですので、また、委員会のほうで詳しく、この2校の学校に対してですね、当然、統廃合を考える前に、いわゆる学校の補強、補修する前に協議をされて、残せるのか、残せないのか。それを決定してから、予算を付けたらどうですか。いわゆる直したらどうですか。建て替えたらどうですかという話をしただけにね、全ての学校に予算を投じて直した後から、急に出てくる問題でしょう。あまりにも先見性がなさすぎやしませんかということを、委員会でいろいろと言わせていただきます。以上です。

瀧本攻議長

答弁どうですか。

12番 東篤布議員

いや、その先見のなさを町長にちょっと質問します。そうでしょう、さんざん直してから、いまさら急に廃校やって、地元の者はびっくりしとるわな。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私にということなんで、本来、教育委員会が答えるべきことかなと思うんですが、ともかくですね、1日でも安心安全な環境をつくるというのが、我々の考え方でさせていただきました。

瀧本攻議長

他にございませんか。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

今の話の中でですね、跡地検討委員会がもう2回行われておるという話でありましたけども、この条例があんた可決されてさね、その後、開かれる筋合いのもんでしょう、これは。違うんですか。こんな、あんた、教育民生常任委員会にも諮らんと、議会の全然議員の知らんところで、もう廃校だと、休校から廃校だと、こんな馬鹿な話ない、議会軽視も甚だしいですよ、これは。

それから、僕は赤羽の特認校の時にですね、申しあげましたし、それで以前から8年前に議員になりました時から、長島高校がなくなる問題も含めて、随分この学校のあり方というのを論議をしてきたと思うんですよ。それで、長島高校がなくなることについても、やっぱりいろいろ問題があったと。あれははっきりいうたら、教育委員会の落ち度ですよ、あんなものは。

瀧本攻議長

ちょっと奥村議員に申し上げます、発言中で。付託の委員であるもので。

11番 奥村武生議員

ありますけども、大筋の問題で言っとるんです、今。

瀧本攻議長

大筋の問題は東議員がおっしゃったと思うんです、確か。だから、その辺のところは、やっぱりご遠慮いただきたいと思います。

11番 奥村武生議員

大筋や、今、言っておるのは。そんなんやったら、各委員会の論議をやめるべきですよ。赤羽の特認校の時も、私は申し上げたはずなんですよ。大賛成という、ああいう方針のあり方。あるいは地方創生がどうあるべきかということも問題、おっしゃられたわけです。その時に、小学校のないところに住民は帰ってきませんよと。帰れ帰れといっても。そのことを非常に重く受け止めていただきたかったと思いますね。あとは教民でやりますけども。その私の、それは思いですので、かまんですけどね、回答は。そんな、こんなやり方では、町は本当に発展しないと思いますよ。学校教育のあり方、根源にかかわる問題ですよ、これは。

瀧本攻議長

尾上町長、どうぞ。

尾上壽一町長

もちろんですね、議員、おっしゃるように、この学校をどうしていくかというのは、もちろん議決が先にありきなんです。ただ、あり方検討会、公共施設をですね、いろいろ検討する中でも、特認校としてこうやりますよ、こういう議案出しますよと全協で説明させていただいてありますんで、志子小ばかりでなしに、全体的なあり方委員会の議論の中で、志子小のあり方も、ですから結論も何も、今日いってないと思うんですよ。ですから、我々としたら、そういうことも含めながら、議決されたら、こういうことをいこうかという話なんで。それでまた議決されたからといって、1年、2年で結論が出るか、出ないかもわかりませんので、その辺はご理解していただくしかないのかなと思います。

それと、統廃合とか特認校の話はですね、教育委員会やそれぞれ地域の皆さんといろいろ話し合ったあげくで、全協において説明をさせていただいたと認識しております。

瀧本攻議長

他にございませんか。委員会で、教民で言ってください。

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

この条例の施行日のことに関して、ちょっとお尋ねいたします。今回のこの小学校設置条例の一部を改正する条例は、28年4月1日から施行するという形で、附則になっておりますが、委員会が違いますんで、もう1つの質問せなんだんですけども、もう片方では、住所表記の中で、これも4月1日からの施行ということで、条例の附則になっております。これは、どちらとも、この小学校の住所が載っているんで、片一方、住所表記の中では、4月1日からの施行の中には、島勝小学校、志子小学校、白浦小学校が入っていて、今、議論されている小学校廃止条例の中でもあるんですけども、これには4月1日からの新条例の中には含まれていないということで載っています。この整合性について、どういうふう考えられているのか、考え方をお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

すいません。その部分については、私のほうから、地域自治区の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例等の整合性ということで、よろしいでしょうか。議員、今、質問されたこと、まったくですね、我々もどう扱うべきかということで、非常に議論をしてで

すね、この法令等の支援してもらっている業者とも検討しました。つまりですね、両条例とも今回、上程して両方とも施行日が4月1日ということでございます。それで、条例の順番として、上程する順番としては、まずその地域自治区の廃止の住所が変わる部分を先にあげさせてもらっております。なんで、こういった場合ですね、上程時点では、まだ学校も現存しておりますし、自治区も現存していると。こういった場合の正しい法規上ですね、なぶり方といいますか、改正の仕方をどうかということで、関係の業者等にも確認しましたところですね、やはり、その地域自治区の廃止のほうへは含めましてですね、まずした上で廃止という形をとるべきだということで、確認をさせていただきますと、非常におかしいなというふうに思われるのは当然だと思うんですが、そのところ我々も思いまして、検討した上で、対応しておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

説明いただいたとおりかなと思います。住所表記のほうが、同時に結局、施行されてということで、その後、省かれるというか、条例からなくなるほうを最終的なほうだというふうに理解せよということで、よろしいんですか。

瀧本攻議長

堀課長。

堀秀俊総務課長

言われるとおりでございます。ご理解をお願いいたします。

瀧本攻議長

いいですか。

他にございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で質疑を終了いたします。

瀧本攻議長

ここで、暫時休憩いたします。再開は2時15分からといたします。2時15分から再開いたします。

(午後 1時 58分)

瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 14分)

日程第13

瀧本攻議長

日程第13 議案第73号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお、質疑は歳入と歳出13ページ議会費から26ページ衛生費、27ページ農林水産業費から最後までを分割いたします。。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから、質疑をしてください。もう一遍いいますよ。質疑は歳入全体と、歳出は13ページ議会費から26ページ衛生費まで、27ページ農林水産業費、最後までを分割します

それでは、まず、歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

次に、歳出については分割して質疑を行いたいと思います。

まず13ページの議会費から26ページの衛生費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

続きまして、27ページ農林水産業費から51ページ給与費明細書まで質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

27ページの一番下のところですね、農地費の報償費と事業補助金、有害鳥獣対策事業三角の62万6,000円、有害鳥獣駆除事業178万4,000円、まずですね、この有害鳥獣対策事業と駆除事業、これはどのように違うのかということと、それから、駆除事業の178万4,000円、この中身について質問します。

それから、次のページの町有林造成費、一般職員の給料なんですが、これは職員何名分なのか、何名おって、その人件費の上乗せなんか。増員しての上乗せなんか、その辺の内容についてお聞かせください。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、農業費の農地費、有害鳥獣対策事業と駆除事業の違いでございます。まず有害鳥獣対策事業につきましては、いわゆる電柵等への補助10万円を上限にですね、2分の1を補助を行う事業でございます。それで、駆除事業につきましては、イノシシ、シカ、サル等のですね、有害鳥獣を猟友会のメンバーの方々ですね、駆除していただいた場合の報償費でございます。この報償費の178万4,000円の増額につきましては、平成27年度の現在ですね、昨年度429頭の実績がございました。それを今年度もですね、超える勢いの、超える状況がございますので、それに対しての予算措置と、少しでも農地への獣害被害の軽減を図ろうとするものでございます。

それと、町有林造成費の中の人件費の増額でございます。こちらにつきましてはですね、昨年度、海山総合支所へ配属されております主任技術員が1名だったところを、平成27年度2名になりましたので、その分の人事異動に伴う増額でございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

この有害駆除事業なんですが、先日も農業委員会の中で、少し話が出ておったんですが、JRと県のほうの取り決めでですね、今、シカの駆除というか、罾を仕掛けてやっておって、それは確か新聞にも出ておまして、なんか予算が600万円ほど、県の事業についておるとい話なんですが、それとですね、この当町との関わりというのは、どうい接点あるんですか。この前、農業委員会の際は、そういうような回答がちょっとできないような格好だったんですけど、その辺どういうふうに把握しておられるんでしょうか。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに玉津議員おっしゃられるように、前回のですね、農業委員会の中でもこの議題がございました。その後ですね、調べさせていただいたところですね、事業名といたしましては、平成27年度三重県指定管理鳥獣捕獲事業というふうな事業でございます。こちらにつきましてはですね、三重県から直接、県の猟友会等に委託されて、その中で特にJRの沿線の衝突被害が多いということで、国からですね、予算がきておると思われますが、三重県が事業主体となって実施しておる事業ですというふうでございます。

それで、捕獲目標頭数といたしましては、紀北町内で84頭のシカを予定しておるといふふうにお聞きしております。そういった中でですね、その議員おっしゃったとおり、くくり罾で捕獲ということなんですけども、その場所の選定等につきましても、農林水産課の職員も立会いの上、地元の猟友会の方々、また県の担当者、そういった中でですね、現地のほうも一緒に同行しておるといふ事業でございます。以上でございます。

瀧本攻議長

よろしいですか。ほかに質疑される方ございませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

28ページの林政総合企画事業100万円なんですけれども、尾鷲、ちょっと聞き漏らした部分もあって、尾鷲材をなんかして、伊勢志摩サミットの予算という説明だったんですけども、詳しく内容をお願いいたします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

林政総合企画事業100万円の増額につきましてははですね、負担金補助及び交付金ということで、事業補助金の予算でございます。この事業につきましては、伊勢志摩サミットにおける首脳会議用テーブルへのはですね、尾鷲ヒノキの使用についてははですね、平成27年、本年の8月10日に、尾鷲市、紀北町並びに両市町議会、林業木材関係者からはですね、三重県知事に要望を行ったところでございます。

平成28年5月に開催されます伊勢志摩サミットにおいてはですね、主要国首脳が会議等を行うシンボリックなテーブルをはじめはですね、関連する施設、物品等への尾鷲ヒノキの利用促進を図ることによって、さらなる知名度のアップ、需要拡大によりはですね、地域の林業の活性化に資することを目的とした、地域の林業関係者で構成されております、尾鷲林生推進協議会という組織がございます。そちらのほうが行う伊勢志摩サミット尾鷲ヒノキ利用促進事業に対して、尾鷲市と紀北町が負担を行おうとするものでございます。

事業の概要といたしましては、国においては現在、来年5月のサミット開催に向けて、その準備作業を行っているというふうにお聞きしているところでございます。この機をですね、尾鷲ヒノキを発信する絶好の機会と捉まえまして、地域の行政を含めた林業木材関係者の団体であります、先ほどご説明申し上げました尾鷲林生推進協議会がですね、要請に応じてテーブル等の用材の提供を行うなど、サミットにおける尾鷲ヒノキの利用促進に資する必要な取り組みを行おうとするものでございます。

これに対してはですね、紀北町、尾鷲市100万円ずつの負担を行ってはですね、尾鷲ヒノキのPRにつなげようという事業でございます。以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

詳しく説明していただきました。尾鷲市と紀北町がですね、尾鷲テーブルを使ってほしいという要望を出したというのは、以前に町長から報告を受けて、皆さんご存じだと思うんですけども、これは、それに向かったPR代と理解してよろしいんですか。

決定、尾鷲ヒノキのテーブルが使われるためのPR代っていうんですか、使われるって決定したわけではないんですよ。そこのところをお伺いします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

まず現在ですね、国のほうの動向も注視しておるところでございます。今後ですね、テーブル等の製作等がおそらく国のほうから、どういう形かわかりませんが、発注されるであろうと、そういったことに準備するために、用材のほうを尾鷲林生推進協議会で確保して、必要に応じて提供を行おうという事業でございます、具体的に申し上げますと、その尾鷲ヒノキの材料を、想定される材料でございますが、それを現時点で確保しておこうという事業でございます。以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

確保、準備するための費用ということなんですけれども、100万円ピッタリの金額で、この範囲内でやろうということなんです。また、たくさん良いアイデアが出たら、もっと負担金を増やしていくようなことがあるのかどうか。最後にお尋ねします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

先ほども申し上げさせていただきましたとおりですね、現在、国の動向等を注視しておるところでございます。今後ですね、こういった規格のテーブルなのか、それによって材料のほうの量にも左右されようかと思えます。ただ、地域の林業関係者、森林組合、木協さんなんかと話をしとる中では、おそらく100万円、両市町あわせて200万円、その中で原材料費、また打ち合わせ等々に生じるであろう事務費的な費用、そういったのは、この中で賄えるんじゃないかというふうに、現在のところ考えております。したがって、現時点では両市町あわせての200万円を、全体の事業費、これ以下で収まるように計画しようというふうに考えているところでございます。以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

瀧本攻議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。24ページの。

瀧本攻議長

もう終わりました。

15番 中津畑正量議員

みんな一緒やと思っと思ったんでね。ごめん、そうしたら、また今度、違うところで聞きます。

瀧本攻議長

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

瀧本攻議長

次に、日程第14 議案第74号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。一括です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

瀧本攻議長

次に、日程第15 議案第75号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

瀧本攻議長

日程第16 議案第76号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

瀧本攻議長

次に、日程第17 議案第77号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

瀧本攻議長

ここで、追加日程を配付しますので、自席にて暫時休憩といたします。

(午後 2時 28分)

瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 31分)

追加日程第1

瀧本攻議長

お諮りします。

ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程表のとおり追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、この案件については日程に追加し、別紙追加日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第78号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

それでは、提案者から提案の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

本議会定例会に追加上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第78号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第1項第5号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案につきましては、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、農林水産課長に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第78号 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 5,119万2,000円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島188番地
株式会社 前川組
代表取締役 前川禎徳

平成27年12月8日提出

紀北町長 尾上 壽一

提案理由

台風15号により被災した林道林ノ谷線を復旧するため、平成27年12月3日に入札執行した、平成27年災 林道林ノ谷線災害復旧工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

今回、提案させていただいております工事請負契約につきましては、去る11月、臨時議会において、お認めいただいた台風15号関係の補正予算にかかる復旧工事の請負契約を締結するにあたって、議会の議決が必要となるものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

資料1の工事費でございます。

請負金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、5,119万2,000円でございます。そのうち消費税が379万2,000円でございます。工事価格といたしましては、4,740万円でございます。

その下の工事概要でございます。

今回の復旧工事の工事概要と主な工事内容を表示させていただいております。

まず今回の復旧工事は、町管理林道である林道林ノ谷線が、台風15号の豪雨により被災したため、これを復旧するものでございます。復旧延長といたしましては、延長58mでございます。その復旧に要する工事の内容として、掘削工、盛土工などの土工、法面に生じたクラックの対処として、モルタル打設、一部法面保護にモルタル吹き付けなどを行う法面工、今回の復旧工事の主要な部分であるグラウンドアンカー工を行うアンカー工でございます。このアンカー工につきましては、後の図面にてご説明させていただきますが、長さ10mから14.5mのアンカーを、合計42本を打設し、不安定となっている法面を安定させるものでございます。

擁壁工につきましては、林道の幅員を確保するために路肩部分に、重力式擁壁を設置するものでございます。

そのほか排水構造物工、構造物撤去工、仮設工、施工部分の立木を伐採するなどの準備工を予定しております。

工期につきましては、議会の議決の日から平成28年3月31日までとさせていただきます。現在のところ、国、県の繰越手続きにつきましては、協議中でございますが、早期発注、早期復旧を図る上で、県、国の繰越手続きが完了し、なおかつ議会での繰越明許をお認めいただいた後に、工期延長の手続きをさせていただく予定であるということをし添えさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

資料2の設計金額でございます。設計金額につきましては、5,419万6,560円でございます。消費税相当額401万4,560円。工事価格といたしましては、5,018万2,000円を見込んでおりました。

入札結果から、請負金額が5,119万2,000円でありましたので、請負比率といたしましては、94.46%でございました。その下の表が先ほどご説明申し上げました、工事概要ごとの設計ベースでの工事価格でございます。税抜価格でございます。

今回の復旧工事のもっとも大きなウエートを占めておりますのは、アンカー工でございます。設計ベースの工事価格といたしまして、全体の約64%の3,213万7,000円を見込んでおりました。

議案書の4ページをお願いいたします。

平面図でございます。図面中程、左のNo.0（起点）と表示してある箇所から、図面中程、右のNo.2+17.180（終点）と表示してある部分までが、今回の復旧延長58mでございます。実際には57.18mとなるものですが、林道施設災害復旧事業においては、小数点以下切り上げとなるため、58mとしております。この基点から終点までの法面の復旧を予定しているものでございます。

議案書5ページをお願いいたします。

標準断面図でございます。法面工の標準断面図と林道部分の標準断面図を表示させていただいております。法面工の標準断面図でございますが、今回の復旧工事の復旧工法を表示させていただいております。

台風15号の豪雨により既設の法枠は一部の地山とともに滑落し、下部の法枠が損傷し、法面を安定させる機能が失われたため、損傷した下部の法枠5段から8段を撤去し、損傷を受けていない部分の法枠を残した上で、グラウンドアンカー工により不安定となっている部分の土塊を保持、安定させ林道を復旧しようとするものでございます。

法面の最長部で約40mございまして、その上の養生マットと表示をしている部分に、クラックが確認されております。その部分から下部の法枠が損傷している部分、木柵と表示している部分にかけて滑りが生じたのではないかと、地質調査結果から推測し、これを安定させるための必要なアンカー本数等を求め、林野庁と協議の結果、今回の復旧工法となったものでございます。

また下部の損傷した法枠を撤去した部分の復旧といたしまして、法枠下部からの土砂流出等を抑えるための木柵工、法面を安定させるための盛土工を予定してございます。盛土の安定勾配を確保し、なおかつ林道の幅員を確保するために、法尻、路肩部分への重力式擁壁工を予定してしております。法面上部に確認されておりますクラック部分へは雨水等の侵入を防止するため、モルタル注入、養生マット敷設等の対処を予定してしております。

右の図面は林道部分の標準断面図でございます。林道林ノ谷線の幅員は4mでございまして、その内、路肩が左右0.5m、斜線部分が3mでございまして。今回の工事は、この幅員を確保した上で、復旧しようとするものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。

法面のアンカー配置図でございます。先ほどご説明申し上げましたグラウンドアンカー工の配置図でございます。縦横の線は既設の法枠を表してございます。左側の数字の8と表示しております段の法枠から下の法枠を撤去する予定でございます。今回の復旧工法を検討するにあたり、地質調査を行っております。その結果をもって安定計算を行い、各アンカー工の長さ、配置を決定したところでございまして、その結果、長さが10mから14.5mのアンカーを合計42本設置することとなったものでございます。

議案第78号についての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

追加議案ということで、今、説明いただいたので、入札についてお伺いします。一般競争入札ということですが、何社が参加されて、それぞれのところが何%で落札されたのか、資料がございませんので、よろしくお伺いします。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。今回の入札につきましてはですね、11月の臨時議会において、予算をお認めいただいた後、県国の災害査定等、そういった手続きが完了した後にですね、実施設計を行いました。その実施設計が完了した後の11月18日付けで、町内A、Bランク土木業者を参加資格要件とした、一般競争入札の公告を行ってございます。

そうした中で、9社の参加申請がございまして、12月3日にその9社にて入札を執行し、その結果、応札額が設計額に対しての94.46%の5,119万2,000円で、株式会社前川組が落札したという経緯でございます。

もう1つですね、町内A、Bランクの入札参加資格のある業者といたしましては、18社ございました。18社のうち9社の参加があったということでございます。以上でございます。

す。

7番 近澤チツル議員

18社の中で9社の応募があったということなんですけれども、A、Bランク、町内の方にこれは限られているのか。その他の方でもいいのか、町内の業者を優先する、利益の循環を考えれば、町内の方にとというのが望ましいと思うんですけれども、そういうところの関係はどうなっておりますか。

瀧本攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

先ほどお答えさせていただきましたとおり、町内の土木のA、Bランク業者でございます。以上でございます

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

2番原です。もう終わったことでございますけれども、ちょっとお尋ねします。落札業者94.46%だったのですが、2番はいくらぐらいやったのかということと。それから、ちなみに参考のために、今後の参考のために、ここの土質はどういう土質やったのか、お聞きします。

瀧本攻議長

誰が答えるの。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

現時点ではですね、まだ議決をいただいてないということで、入札の結果調書等につきましては、公表はいたしてございません。この議決をいただいた後にですね、ホームページ等で公表という手続きになろうかと考えております。そうした中でですね、ちょっと詳細な数字までは、申し上げにくいんですけども、9社の応募があったと。1番札が先ほどの4,740万円の税抜でございました。そうした中で、最高額が260万円の中に応札があったというところでございます。

それと、2点目のご質問の地質につきましてはですね、この地方特有と申しますか、表

土が、約1 mほどの表土がございます。そして、約4 mないし8 mほどの風化岩の層がございます。それ以深は、泥岩、砂岩等の硬質な岩盤であるというふうな地質調査結果を得ております。以上でございます。

瀧本攻議長

いいですか。

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

再度お伺いします。表土の土質はどうかということ、決定してないから具体的には言えないということですが、議決に私ども手を挙げるのは、そこら辺の資料がないと、参考にしにくいような気がするんですが、ということで、ざっと参考になるような表現ができるのであればお願いします。

瀧本攻議長

誰が答えられますか。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

地質のほうをお答えさせていただきます。表土の部分、俗に言う落ち葉等がですね、堆積したような表土プラスあと岩砕物が混じったような表土、土砂分でございます。それ以深が、その以深の部分、風化岩でございます。その下がまた硬質な岩盤であるというふうな地質調査結果を得ておるところでございます。

それと2番札の数字につきましては、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで本定例会に上程されました案件についての質疑は全て終了しました。

瀧本攻議長

委員会付託表配付のため自席にて、暫時休憩といたします。委員会付託表を配ってください。

(午後 2時 52分)

瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 53分)

委員会付託

瀧本攻議長

配付漏れございませんね。

お諮りいたします。

本日の議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査については、12月9日、水曜日、総務産業常任委員会、12月10日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間は、いずれも午前9時30分の開催となります。委員会の運営にあたっては、各常任委員長において取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会といたします。

(午後 2時 55分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 4 月 6 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 東 清剛